

第14回社会資本整備等WG 説明資料

財務省 理財局
平成28年9月21日

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日経済財政諮問会議)

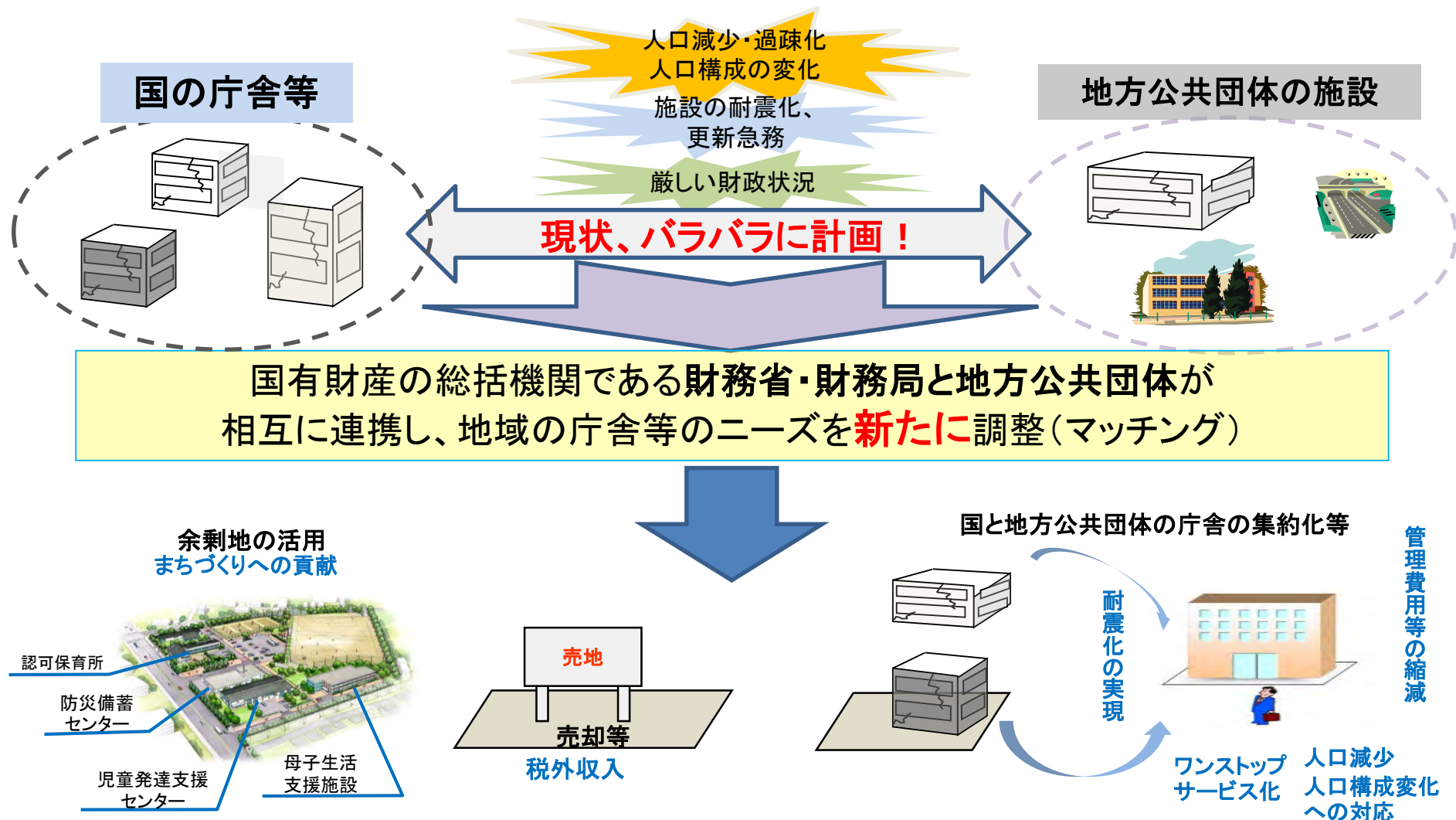
	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	2016年度		2017年度					2018年度	
国 公 有 資 産 の 適 正 化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p><④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進> 【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国公有資産情報の「見える化」】 ■ 地方公会計の整備等により、国公有資産の「見える化」を支援 1) 国有財産の「見える化」</p>									
	<p>国有財産は、原則としてすべての資産情報(売却予定、貸付募集を含む)を公開</p>									
	《財務省》	2) 地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進								
	地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請(2015年1月)	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(~2017年度)								
	《総務省》	各種研修の実施により地方公共団体を支援								
	公会計のマニュアルの公表	標準的なソフトウェアの開発提供								
	《総務省》	固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用								
	《総務省》	保有する財産の活用や処分に関する基本方針は、固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で検討								
								(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】 (再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】		

経済・財政再生計画 改革工程表(平成27年12月24日経済財政諮問会議)

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
国公有資産の適正化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		<④ 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進>								
		【未利用資産等の活用促進】								
		■未利用資産等の活用促進								
		<div style="border: 1px solid red; background-color: yellow; padding: 5px;"> 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受け付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分 </div>							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】	
		《財務省》	<div style="border: 1px solid red; background-color: yellow; padding: 5px;"> 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開 </div>							(再掲) 固定資産台帳を含む統一な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】
		■地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検								
		<div style="border: 1px solid red; background-color: yellow; padding: 5px;"> 全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う(2015年度～) </div>								
		<div style="border: 1px solid red; background-color: yellow; padding: 5px;"> 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う </div>								
		《財務省、総務省、国土交通省等》								

地域における国公有財産の最適利用

- 国も地方も、公的施設の耐震化への対応や、施設の老朽化への対応が求められている。
- また、地域における人口減少に応じた、公共施設等の集約・再編・活性化が必要な状況。
- 国・地方ともに財政事情は極めて厳しい状況の中で、国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が連携しながら、公的施設の効率的な再編及び最適化を図っていく。



「国公有財産の最適利用」に関する工程表

連携窓口
の設置

全市町村等と財務省財務局・財務事務所で国公有財産の情報共有等のため互いに連携窓口を設置(平成26年8月)

一件別情報の
提供

財務省財務局・財務事務所より、都道府県経由で全市町村に対し、国有財産の一件別情報を提供(平成26年10月)

協議会の設置に
よる検討・調整

国と地方公共団体等で、エリアにおける国公有財産の最適利用について、様々な情報の共有や検討を行うため、協議会を立ち上げ。

財務局
地方公共団体
地方整備局

まちづくりの方針等の地方公共団体の意向を踏まえ、検討・調整を行う。

情報共有等

財務局
○国の庁舎等に関する情報
地方公共団体
○耐震化や建替計画
○公共施設等総合管理計画
地方整備局
○官庁施設の整備構想

○協議会を通じて情報を共有。
○ヒアリング等を通じて、地方公共団体や民間事業者等から情報を収集。
○財務局を中心に、方向性を模索。
○一定のエリア内において国公有財産の最適利用を図ることが出来るかどうか検討。
○最適利用の実現可能性について検討。

最適利用
の推進

地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定等を通じて、国公有財産の最適利用を推進

国公有財産の最適利用に関する主な協議会の状況

国	地方公共団体	設置時期	協議会の検討事項等
<ul style="list-style-type: none"> ・福岡財務支局 ・九州地方整備局 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市 ・長崎県 	26年3月	長崎県・長崎市が策定した『「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画』に基づき、長崎港湾合同庁舎が所在する松ヶ枝エリアを中心に国公有財産の最適利用に向けて調整。
<ul style="list-style-type: none"> ・近畿財務局 	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市 ・大阪府 	26年12月	枚方市が策定した「枚方市駅周辺再整備ビジョン」に基づき、国、大阪府、枚方市による庁舎の一体的な整備に向けて調整。
<ul style="list-style-type: none"> ・中国財務局 ・広島国税局 	<ul style="list-style-type: none"> ・宇部市〔山口県〕 	28年6月	宇部市が策定した「宇部市にぎわいエコまち計画」に基づき、宇部市役所と宇部税務署の一体整備（新市庁舎への税務署の入居・合築）について調整。
<ul style="list-style-type: none"> ・関東財務局 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士川町〔山梨県〕 	28年6月	富士川町シビックコア地区内において、国の庁舎と富士川町の図書館等の一体整備（合築）に向けて調整。

国公有財産の最適利用によるまちづくり(宇部市の事例)

- 宇部市庁舎の、老朽化・耐震性等の課題解消における建替えにあたり、隣接する宇部税務署との一体的な整備について、宇部市、中国財務局及び広島国税局において検討を進め、新市庁舎への税務署の入居・合築について、平成28年4月、基本的に合意しました。

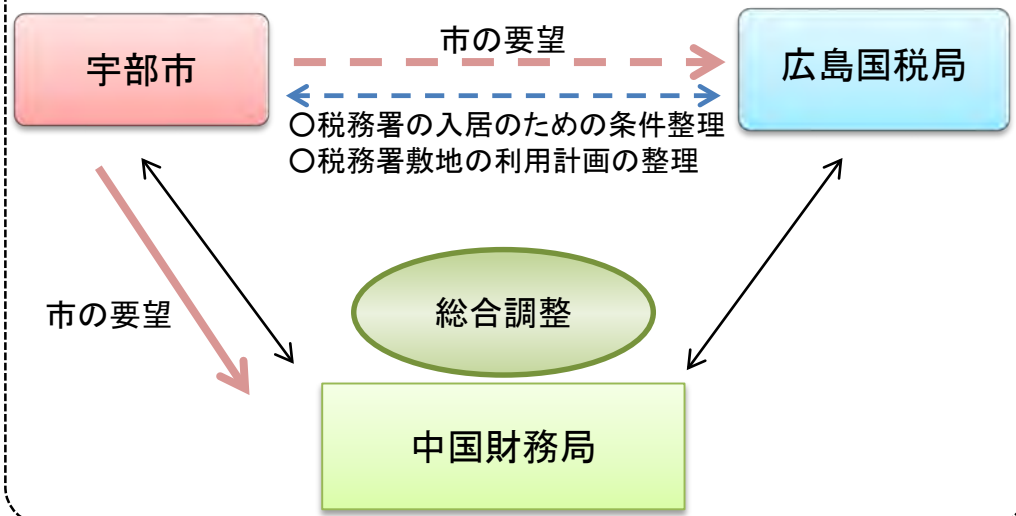
【期待されるメリット】

- ・施設利用者の利便性の向上(ワンストップサービス)
- ・国と市の連携(駐車場や会議室の共用等)により、国公有財産を効率的に活用
- ・庁舎周辺の一體的な環境整備により、土地の有効活用につなげる

【連絡協議会の開催】

平成28年6月、市と国で連絡協議会を開催し、具体的な市庁舎への税務署の入居方法について、調整を図っていくこととしています。
(協議会メンバー:宇部市、中国財務局、広島国税局)

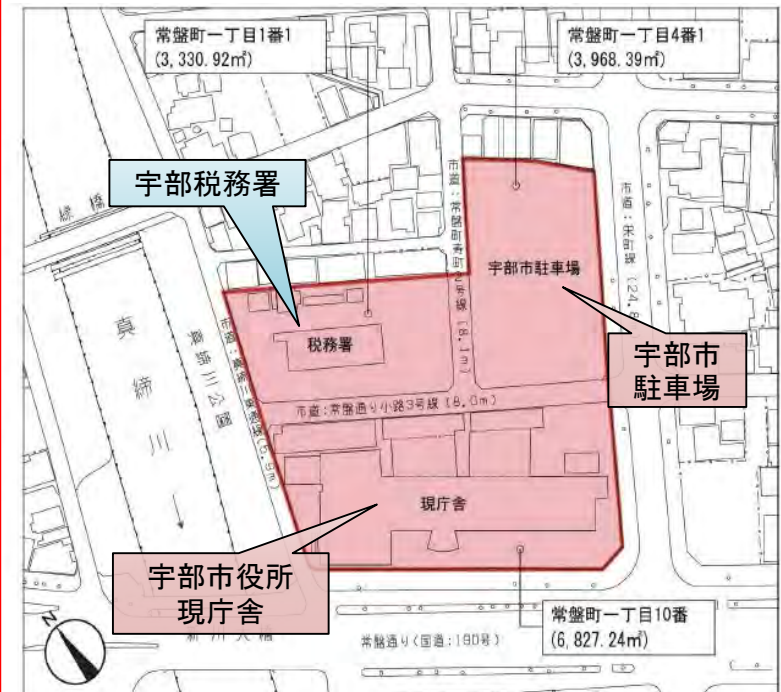
【財務局における総合調整のイメージ】



利用計画図(宇部市本庁舎建設基本計画(案)より)

3-2. 新庁舎の敷地と配置計画

新庁舎の建設敷地は、現庁舎、宇部市駐車場、税務署の3つの敷地及びこれらの敷地に挟まれた市道を統合した敷地とし、税務署は一体整備することを検討しています。



国公有財産の最適利用によるまちづくり(枚方市の事例)

- 大阪府枚方市が老朽化した市役所庁舎を建替えるにあたり、簡易裁判所や区検察庁、税務署（以上、国の施設）、北河内府民センター（大阪府の施設）等が集積する近隣のエリアを移転先候補として、これらの施設との一体的整備についての検討が開始されました。
- 近畿財務局では、この一体的整備に向けた近畿財務局、大阪府、枚方市による「枚方市における国・府・市有財産の最適利用推進連絡会議」に参加し、国の施設も含めた施設の集約化など国公有財産の最適利用の具体化について検討を進めています。
- 国公有財産の最適利用の取組みに沿って、官公庁を一体的に整備することで、土地の有効利用と来庁者の利便性向上を図ることができるほか、駅前の一等地に生まれる現市役所跡地を賑わい創出など地域の活性化のために利用することが可能になります。

○財産の概要

所在地 大阪府枚方市大垣内町

敷地規模 全体 約1.76ha（うち国有地約0.40ha）

○事案の経緯

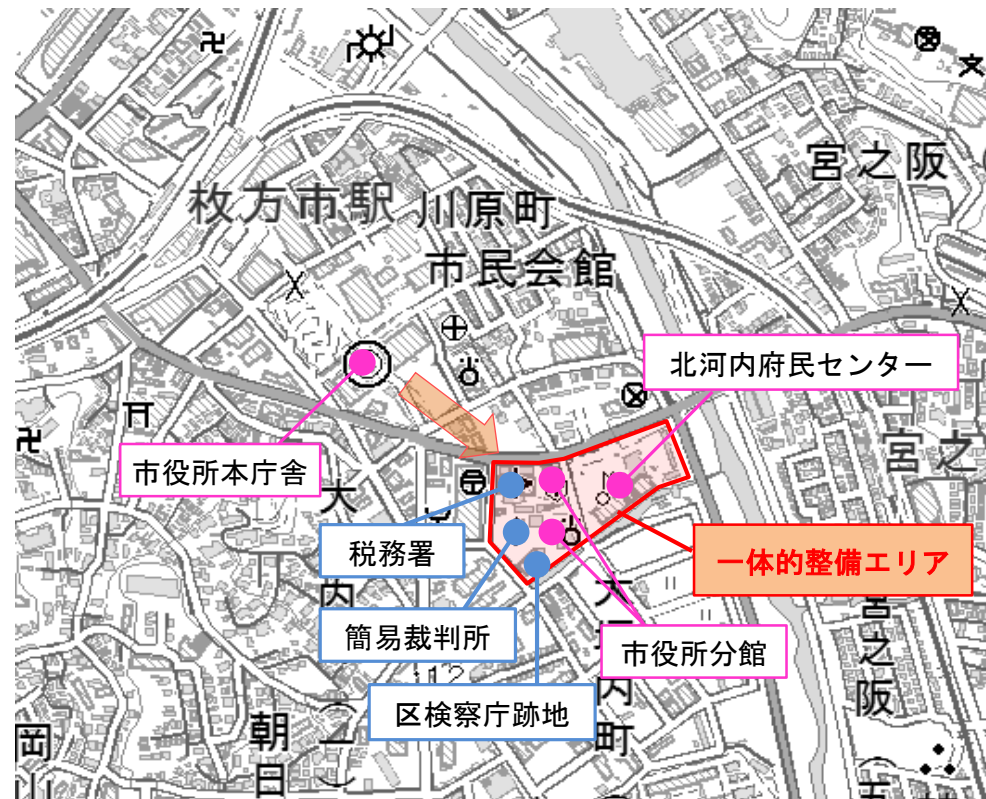
平成25年 3月 枚方市駅周辺再整備ビジョン策定

平成26年12月 「枚方市における国・府・市有財産の最適利用推進連絡会議」を設置
（28年5月まで5回に亘って開催）

連絡会議では、エリア内の国、大阪府、枚方市の各施設の状況や新しい施設に必要な機能などについて、情報を共有しながら整備手法等を検討しています。

【旧枚方区検察庁庁舎の有効活用】

枚方区検察庁が近隣の庁舎（法務局）に移転した後、未利用となる庁舎について、当該エリアでの一体的整備が実現するまでの間、枚方市の保育施設として暫定利用することで待機児童の解消に貢献します。



未利用国有地のストックの推移(財務省一般会計)

- 未利用国有地については、国として保有する必要のないものは売却し、財政収入の確保に努めつつ、地域・社会のニーズに対応した有効活用を推進しており、平成26年度末の未利用国有地のストックは5,613億円となっています。
- このうち、地方公共団体等が公共施設等の用地として利用する予定の財産は1,593億円、一般競争入札により処分する予定の財産は755億円となっています。なお、このほか土地区画整理事業や再開発事業の施行区域内に所在するもの、境界確定、地下埋設物調査等が必要といった特殊事情を有する財産が3,265億円ありますが、これまでの財産処分で培ったノウハウ・知見を活用し、要件が整った財産から売払等処理を進めていきます。

台帳価格(億円)

【未利用国有地のストックの推移】

